記 者 発 表 資 料

令 和 ６ 年 ７ 月 ３ 日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
①東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上１丁目１－２
②株式会社日本旅行東北	宮城県仙台市青葉区中央４丁目７－２２
③名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南２丁目１４－１９
④株式会社ＪＴＢ	東京都品川区東品川２丁目３－１１
⑤近畿日本ツーリスト株式会社	東京都新宿区西新宿２丁目６－１

２．指名停止措置期間

③④　　令和６年 ７月 ３日 ～ 令和６年１１月 ２日　（ ４ヵ月 ）
①②⑤　令和６年 ７月 ３日 ～ 令和６年 ９月 ２日　（ ２ヵ月 ）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウィルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第３条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和６年５月３０日、違反業者５社（東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北、名鉄観光サービス(株)、(株)ＪＴＢ、近畿日本ツーリスト(株)）を公表し、近畿日本ツーリスト(株)を除く４社に対し排除措置命令を行った。
なお、東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北及び近畿日本ツーリスト(株)については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第５号に該当する。
また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） 5　当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２ヵ月以上９ヵ月以内

＜発表記者会：青森県政記者会、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　　課長　　川崎（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
　　建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
　総務部　経理調達課　課長　　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）
○は本件の主務課です。